

## 令和5年度 第1回 盛土に関する専門委員会

### 次 第

- (1) 開 会
- (2) 挨拶
- (3) 出席者紹介
- (4) 委員会の設置について
- (5) 議 事
  - ・福岡市の盛土への取り組みについて
  - ・盛土規制法について
  - ・今後の審議事項とスケジュール
- (6) 事務連絡
- (7) 閉 会

#### 【別添資料】

- ・資料1 : 福岡市の盛土への取り組み状況について
- ・資料2 : 盛土規制法について
- ・資料3 : 今後の審議事項とスケジュール  
    <参考> 区域指定 及び 許可基準について
- ・別冊 : 資料集

## 盛土に関する専門委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 名	分 野
委員	笠間 清伸	九州大学 工学研究院 防災地盤工学研究室 教授	防災工学 地盤工学
委員	坂井 猛	九州大学 本部 キャンパス計画室 教授	都市計画 都市設計
委員	榮 京子	よつば法律事務所 弁護士	法律
委員	水野 秀明	九州大学 大学院農学研究院 准教授	砂防学 森林保全学
委員	村上 哲	福岡大学 社会デザイン工学科 教授	地盤工学 地盤防災工学

(敬称略・五十音順)

盛土に関する専門委員会 関係部署名簿

所 属 ・ 役 職 名		氏 名
農林水産局	総務農林部長	中牟田 はと子
	総務農林部 森づくり推進課長	野見山 聡
市民局	防災・危機管理部 防災推進課長	岩倉 りえ
住宅都市局	建築指導部長	柴田 桂
	都市計画部 都市計画課長	尾本 安彦
	建築指導部 開発・建築調整課長	岳本 美保
	建築指導部 盛土指導課長（事務局）	田村 紀人

## 盛土に関する専門委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域の指定及び関係条例の制定等に向けた検討を行うため、盛土に関する専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会)

第2条 委員会では、次の事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 規制区域の指定に関する事項
- (2) 条例又は規則の制定に関する事項
- (3) 大規模盛土造成地（変動予測）調査に関する事項
- (4) その他、盛土規制法に関する必要な事項

### (委員)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は再任を妨げない。

### (委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局を、住宅都市局建築指導部盛土指導課に置く。

### (会議)

第7条 委員会は事務局が招集し、委員長が会議の進行にあたる。  
2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第8条 委員会は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

### (守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (経費の支弁)

第10条 市は、委員会の委員に対し、委員会の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。

(別表)

所 属	氏 名
九州大学本部キャンパス計画室教授	坂井 猛
九州大学工学研究院防災地盤工学研究室教授	笠間 清伸
福岡大学工学部社会デザイン工学科教授	村上 哲
九州大学大学院農学研究院准教授	水野 秀明
弁護士	榮 京子

## 盛土に関する専門委員会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要領第7条第1項第3号の規定に基づき、盛土に関する専門委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### (受付)

第2条 委員会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、受付において傍聴する旨を係員に申し出て、係員の指示に従い、傍聴席につかなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開催の30分前に開始し、会議の開催の10分前に終了するものとする。

### (定員)

第3条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として5人とする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、傍聴希望者の受付の終了時刻の前に傍聴人が定員に達した場合は、その時点で受付を終了するものとする。

### (会議に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

### (傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### (撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

### (傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が決するものとする。

附 則

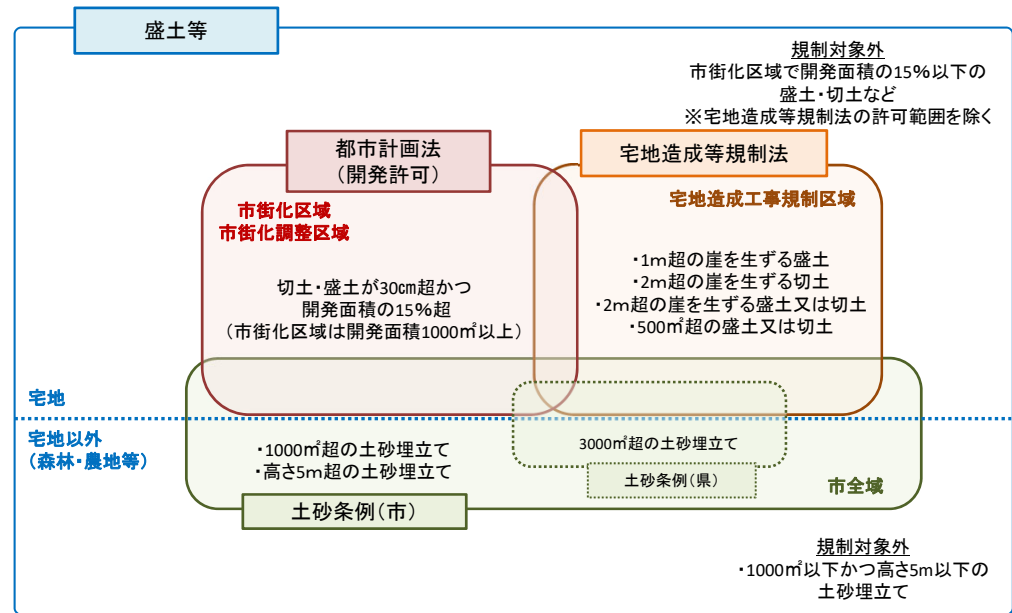
この要領は、令和5年5月26日から施行する。

1. 盛土等に関する規制について

	都市計画法（開発許可）	宅地造成等規制法	土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（土砂条例）																																											
			福岡県	福岡市（県の補完）																																										
<b>法目的</b>	当該都市の発展動向等を勘案し、市街地として積極的に整備する区域と当分の間市街化を抑制する区域とに区分し、無秩序な市街化を防止する	宅地造成に伴う災害の防止	土砂埋立て等（土砂による土地の埋立て、盛土その他のたい積を行う行為又は切土の行為）について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等に起因する災害の発生を防止し、もって市（県）民生活の安全に寄与することを目的とする																																											
<b>規制対象区域</b>	市街化区域 市街化調整区域	宅地造成工事規制区域 ・金の隈（124ha） ・柏原～油山～野芥（1406ha）	県内全域	市内全域																																										
<b>規制対象行為</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域：1,000㎡以上の開発行為</li> <li>市街化調整区域：原則として全ての開発行為</li> </ul> ※開発行為（土地の区画形質の変更） <ul style="list-style-type: none"> <li>形状の変更（盛土又は切土が30cm超かつ開発面積の15%超）</li> <li>区画の変更（開発区域内の道路の新設工事等）</li> <li>性質の変更（宅地以外の土地を「宅地」として利用する事）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1m超の崖を生ずる盛土</li> <li>2m超の崖を生ずる切土</li> <li>2m超の崖を生ずる盛土及び切土</li> <li>500㎡超の盛土又は切土</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が3000㎡超の土砂埋立て等</li> </ul> ※切土は除く ※土地の造成その他事業の区域において行う土砂埋立て等で当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うものは除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が1,000㎡超の土砂埋立て等</li> <li>高さ5m超の土砂埋立て等</li> </ul>																																										
<b>手続き</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可・・・①</li> <li>完了検査</li> <li>公告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可・・・②</li> </ul> ※①に適合する場合を除く ・完了検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可・・・③</li> </ul> ※①、②に適合する場合を除く ・定期報告 ・完了届	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可</li> </ul> ※①、②、③に適合する場合を除く ・定期報告 ・完了届																																										
<b>福岡市許可件数等</b>	<table border="1"> <tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>平均</td></tr> <tr><td>件数</td><td>85</td><td>76</td><td>71</td><td>87</td><td>78</td><td>約79(件)</td></tr> </table> ※盛土のない件数を含む	年度	H30	R1	R2	R3	R4	平均	件数	85	76	71	87	78	約79(件)	<table border="1"> <tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>平均</td></tr> <tr><td>件数</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>7</td><td>6</td><td>約4(件)</td></tr> </table>	年度	H30	R1	R2	R3	R4	平均	件数	2	4	2	7	6	約4(件)	<table border="1"> <tr><td>年度</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>平均</td></tr> <tr><td>件数</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2(件)</td></tr> </table>		年度	H30	R1	R2	R3	R4	平均	件数	2	3	2	1	2	2(件)
年度	H30	R1	R2	R3	R4	平均																																								
件数	85	76	71	87	78	約79(件)																																								
年度	H30	R1	R2	R3	R4	平均																																								
件数	2	4	2	7	6	約4(件)																																								
年度	H30	R1	R2	R3	R4	平均																																								
件数	2	3	2	1	2	2(件)																																								

その他盛土等に関する規制

	森林地域	農業地域	自然公園地域	
	森林法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法
<b>規制対象区域</b>	地域森林計画の対象民有林（保安林以外）	農用地区域	国立・国定公園内の特別保護地区等	厚生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区
<b>規制対象行為</b>	1ha超の土石の採掘等の土地の形質の変更、土石の集積	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質変更等	土地の開墾等の土地の形状の変更、土石の集積	
<b>許可</b>	都道府県知事	都道府県知事	大臣、都道府県知事	大臣





2. 大規模盛土造成地（変動予測）調査について

背景

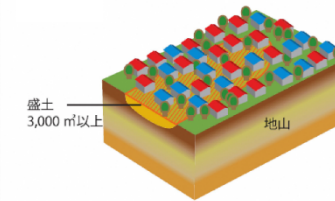
- 大規模に盛土造成された宅地での滑動崩落による災害が多発（H7.阪神・淡路大震災、H16.新潟県中越地震）
- ⇒平成18年に宅地造成等規制法が改正
  - ・大規模な盛土造成地での地震災害を防止・軽減のため必要な調査を市が行う
  - ・宅地所有者等が国の補助を受けて活動崩落防止工事を実施（宅地耐震化推進事業）

大規模盛土造成地とは

○大規模盛土造成地とは、宅地を造成する際に谷や斜面などを埋め立て（盛土をして）造成した土地のうち大規模なものをいう。

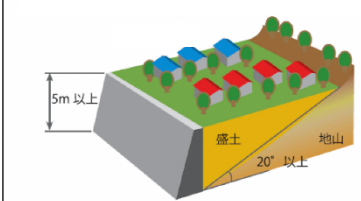
- 1) 盛土の面積が3,000㎡以上の「谷埋め型」
- 2) 盛土をする前の地盤面の角度が20度以上で、かつ、盛土の高さ5m以上の「腹付け型」

谷埋め型



⇒谷や沢を埋めたため、盛土の内部に地下水が侵入しやすく、地山の斜面などで盛土が滑りやすい。

腹付け型



⇒傾斜した地山の上に腹付けされた盛土の高さが高く、盛土が滑りやすい。

調査の概要

○国のガイドラインに基づき「第一次スクリーニング調査」、「第二次スクリーニング計画」「第二次スクリーニング調査」の3段階に分けて行う（右図参照）。

第一次スクリーニング調査

○市内に存在する大規模盛土造成地の「位置」や「規模」を把握するための調査で、地形図や空中写真等から宅地造成前後の標高等を比較し、盛土造成地を把握するもの。  
⇒平成29年度から令和元年度の3年間で調査を実施し、令和2年3月に「大規模盛土造成地マップ」を公表

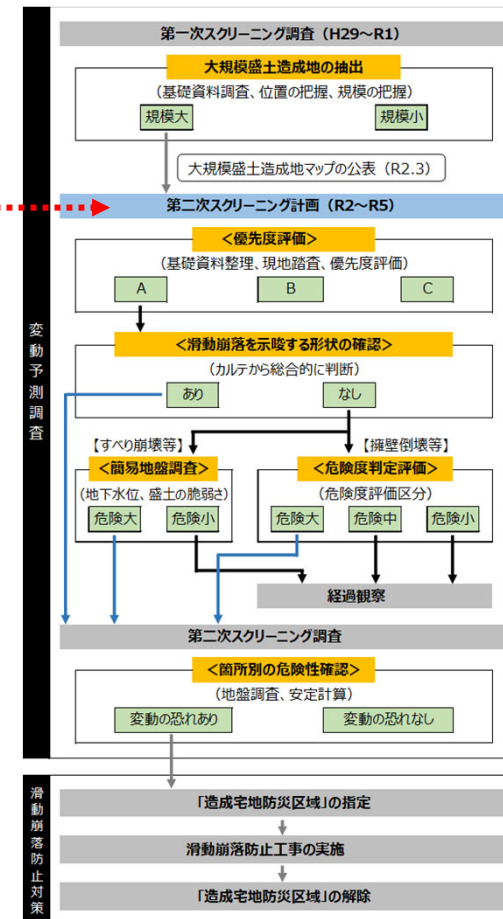
第二次スクリーニング計画（現在実施中）

- 第一次スクリーニング調査で抽出された大規模盛土造成地について、「現地踏査」や「基礎資料の整理」等からカルテを作成し、優先度や変異の大きさを確認したうえで、第二次スクリーニング調査を行うための危険個所の抽出を行うもの。
- 令和2年度から、第一次スクリーニング調査で抽出された大規模盛土造成地（620箇所）について現在実施中。（令和5年完了予定）

第二次スクリーニング調査

※参考 熱海土砂災害に伴う盛土総点検（令和3年実施）

- 熱海土砂災害を受け、近年形成された全国の盛土について総点検が実施された。（資料集 参照）
- 福岡市内対象：229箇所 うち正措置必要箇所：16か所



## 1. 背景

### 背景

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し土石流が発生  
→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）



- 盛土の総点検を実施  
→全国で約3.6万箇所を目視等により点検を行う（令和4年3月）

### 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制  
⇒ 各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在  
※盛土・切土、土石の堆積

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の利用（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律とする。

「宅地造成及び特定盛土等規制法」 通称“盛土規制法”

## 2. 盛土規制法の概要

### 1. 規制区域の指定

規制区域

- 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

- ①市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含め広く指定 → 「宅地造成等工事規制区域」
- ②市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定 → 「特定盛土等規制区域」

規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする  
※宅地造成等の際に行われる盛土等だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

### 2. 基礎調査を実施

調査

- 規制区域の指定に必要な調査
- 規制区域内の既存盛土等について災害防止対策に必要な基礎調査  
※おおむね5年ごとに基礎調査を実施

### 3. 許可基準等の設定

許可基準

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 許可にあたり、土地の所有者の同意・周辺住民への事前周知を要件化。

検査

- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事の完了検査を実施

### 4. 責任所在の明確化

責任・監督処分

- 土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止のため、土地所有者等のほか原因行為者に是正措置等を命令

### 5. 罰則の強化

罰則

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

1. 審議事項

(1) 規制区域の指定について

- ・市街地や集落、道路などの保全対象範囲の検討
- ・その他の土砂の流出が想定される区域の検討
- ・盛土に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の検討

(2) 技術的基準の上乗せ等について

- ・上乗せ強化が必要な規制
- ・運用にあたり定める必要がある事項

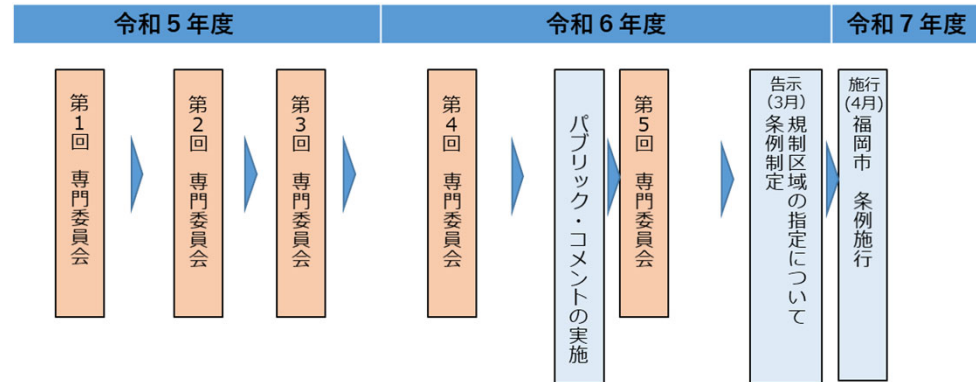
(3) 大規模盛土造成地調査について

- ・第2次スクリーニング計画の結果
- ・第2次スクリーニング調査の実施方法 など

(4) 既存盛土調査について

- ・調査対象とすべき条件
- ・調査の方法や優先順位の考え方 など

2. スケジュール



令和5年度	7月	◆第1回 専門委員会 ○報告 ・福岡市の盛土への取り組みについて ・盛土規制法について ・今後の審議事項とスケジュール
	10月	◆第2回 専門委員会 ○審議事項 ・区域指定の考え方について ・条例による技術的基準等の上乗せについて ・大規模盛土調査について
	1月	◆第3回 専門委員会 ○審議事項 ・区域指定の考え方(まとめ) ・条例による技術的基準等の上乗せ(まとめ) ・大規模盛土調査について
令和6年度	7月頃	◆第4回 専門委員会 ○審議事項 ・パブリック・コメント(案)について ・条例(案)について ・区域指定(案)について ・大規模盛土調査について
	11月頃	◆第5回 専門委員会 ○審議事項 ・パブリック・コメント(結果)について ・条例(案)について ・区域指定(案)について ・大規模盛土調査について

## 1. 規制区域について

規制区域は、区域内で新たに行われる盛土等に関する工事の規制等を行うことにより、**盛土等に伴う災害から人命を守るために都道府県等が指定**するもの。

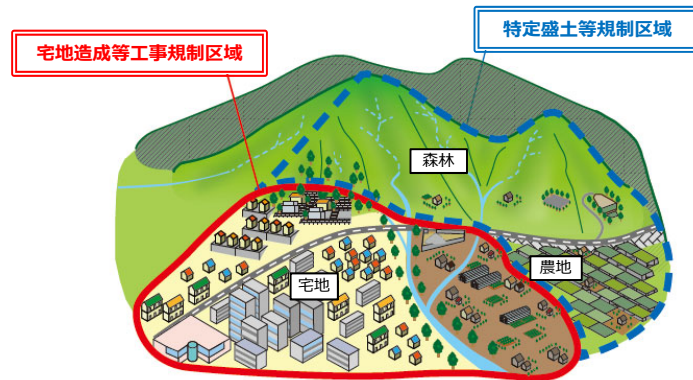
盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、**できる限り広く規制区域に指定**することが重要である。

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア（保全対象）を指定

### 特定盛土等規制区域

市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（保全対象）を指定



## 2. 規制区域の選定の流れについて

### <宅地造成等工事規制区域>

#### 1 市街地等区域の抽出

##### ① 市街地・集落等の抽出

例) 市街地：都市計画区域  
集落：50戸以上の人家がそれぞれ概ね50m以内の距離で連担している区域

##### ② 市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

例) 平地：市街地・集落等から50m  
傾斜地：市街地・集落等から250m

#### 2 盛土等に伴う災害が発生する恐れのない区域の除外

国の考え方：土砂が持ち込まれる可能性がないエリア

例) 土砂を運搬できる道路から相当程度離れている  
土砂が発生する場所から相当程度離れている  
※ある程度広さのある面的な区域を想定

#### 3 地形的条件を勘案した候補地の選定

### <特定盛土等規制区域>

#### 1 市街地・集落等以外の保全対象を抽出

##### ① 人が居住・活動を日常的に行う蓋然性の高い人家・施設等の存する土地の抽出

例) 市街地・集落等以外の人家等

##### ② 人が日常的に往来する蓋然性の高い公共施設

例) 道路（国道、県道、市道）、鉄道等

#### 2 土砂の流出が想定される区域の抽出

##### ① 流出した土砂が土石流化する恐れのある区域の抽出

保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する渓流等の上流域

##### ② 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域の抽出

例) 平地：市街地・集落等から50m  
傾斜地：市街地・集落等から250m

##### ③ 土砂災害発生の危険性を有する区域の抽出

- ・土砂災害警戒区域（土石流）の上流域
- ・土砂災害警戒区域（地滑り、急傾斜地の崩壊）
- ・山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む）

##### ④ 過去に災害が発生した区域等の抽出

例) 盛土等の崩落による河川のせき止め  
盛土等の崩落による土砂・洪水氾濫

#### 3 盛土等に伴う災害が発生する恐れのない区域の除外

#### 4 地形的条件を勘案した候補地の選定



許可の基準等について

- 規制区域内の盛土等の工事は、都道府県知事等の届け出・許可の対象となる。
- 都道府県知事は、**規則や条例に定めることにより、法に上乗せして規制を強化・上乗せできると**されている。
- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な安全基準**（許可基準）が設定される。

＜規制区域における規制＞

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査	
		数回以上繰り返せば許可対象と同じ規模になるため、許可行為の端緒として把握すべき規模	人命等の保護のために災害の発生を防止する措置を講ずべき規模	事後的には現場確認が困難な工程で災害防止上重要なもの（排水施設の設置）を含み、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害の恐れのある大規模なもの	事後的には改善措置が困難となるおそれがあり、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害の恐れのある大規模なもので、工事等が長期間(3 か月程度)となるもの	完成形の状態で技術基準への適合を現場確認すべき規模	
宅造区域	宅地造成 特定盛土等	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ2m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超 ②堆積の面積500㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて	
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ2m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①②を除く) ④盛土で高さ5m超(①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて	
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)	許可対象すべて	許可対象すべて	

※許可不要工事（盛土等の厚さが30cm未満）についても規則で別に定めることが可能

＜規則・条例で上乗せができる旨の規定を措置されている事項＞

	上乗せ項目	政令での規定内容	条例による上乗せ	
工事許可	技術基準の強化・付加	地盤の安全確保、擁壁の設置、排水施設の設置、崖面の崩壊防止 等	強化	(例) 気候・風土・地勢の特殊性に応じた地盤や擁壁、排水施設の基準の強化・付加
	規模要件の切り下げ ＜特定盛土等規制区域のみ＞	高さ5m超の盛土 3,000㎡超の盛土 等	切り下げ	(例) 高さ2m超の盛土 500㎡超の盛土 等
中間検査	検査対象となる規模要件の切り下げ	高さ5m超の盛土 3,000㎡超の盛土 等	切り下げ	(例) 高さ2m超の盛土 500㎡超の盛土 等
	検査項目の追加	排水施設を設置	追加	(例) 擁壁の配筋 地盤の段切り
定期報告	報告対象となる規模要件の切り下げ	高さ5m超の盛土 3,000㎡超の盛土 等	切り下げ	(例) 高さ2m超の盛土 500㎡超の盛土 等
	報告項目の追加	盛土等の高さ、面積、土量、擁壁等に関する工事の施行状況	追加	(例) 締め固めの状況
	報告頻度の増加	3月ごとに報告	頻度増加	(例) 1月ごとの報告

条例による上乗せが認められている項目